

## 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議要旨

日時：令和2年7月2日（木）

午前9時10分～10時00分

場所：迫公民館 2階 軽運動場

### 【議事】

#### 1 市主催イベント・会議等の考え方について

市主催イベント・会議等の考え方について、次のとおり見直しすることとする。（修正箇所については下線部）

##### （1）市主催のイベントについて

##### 【市主催のイベントの基本的な考え方】

- ・現行の取扱いを継続することとする。

##### 【引き続き原則、延期又は中止とするイベント】

時 期		原則、延期又は中止とするイベント		
ステップ 1	5月25日から 6月18日まで	①不特定多数が参加、又は飲食を伴うようなイベント	②屋内施設における大規模イベント（※概ね50人以上を目安とするが、50人以下であっても密集度を勘案して総合的に判断）	③「密閉」「密集」「密接」の3つの密の発生が想定されるイベント ※生活や健康を維持するため必要不可欠と判断されるものについては、感染予防対策を徹底した上で実施するものとする。
ステップ 2	6月19日から 7月9日まで		②屋内施設における大規模イベント（※概ね500人以上を目安とするが、500人以下であっても密集度を勘案して総合的に判断）	

ステップ 3	7月10日から 7月31日まで	②屋内施設における 大規模イベント (※概ね2,500人 以上を目安とする が、2,500人以下で あっても密集度を 勘案して総合的に 判断)	
【移行期間後】 8月1日を目途		十分な間隔を保って開催（できるだけ2mを目安に確保）	

## (2) 市主催の会議について

市主催の会議については、出席者を制限して可能な限り規模を縮小するとともに、会場内の換気や人と人との間隔をできるだけ2mを目安に確保する等、感染予防対策を徹底すること。また、Web会議の積極的な活用に着意すること。

※本「市主催イベント・会議等の考え方」においての「できるだけ2mを目安に確保」とは、2m以上の間隔をとることを基本とするものの、マスクの着用などの咳エチケットの徹底と会話を行わないなどの対策を講じることを前提に、隣り（左右）との間隔については最低1m以上空けることとするものです。

なお、飛沫をガードするパネルといったパーテーションを設置するなど、物的な対策を行う場合の間隔については、その対策状況により適宜対応することとします。

## (3) イベント・会議等を開催する場合の共通的な留意事項（感染予防対策）

※見直しのあった項目のみ記載

### 【開催する場合の共通的な留意事項（感染予防対策）】

② 人と人との間隔をできるだけ2mを目安に確保（着席の場合は、椅子の間隔を空ける、スペースが限定される場合は、椅子の数を減らす、椅子が固定されている場合は、前後左右を空けるなど互い違いに着席させる、椅子を使用しない場合は、間隔を空けた立ち位置などを表示）し、可能な限り真正面は避ける

④参加者の名簿を作成するなど、連絡先等が把握できるようにしておく。

※ 別紙『会場の使い方・会議の持ち方』の例」参照

(4) 指定管理者やイベント主催者への要請

- ・ 現行の取り扱いを継続することとする。

(5) その他

感染拡大を予防する「新しい生活様式」が定着するよう、継続的に取り組むこととする。

なお、新型コロナウイルスに有効なワクチンなどが普及し、安定した生活並びに経済活動が確保されたと総合的に判断できるまでの当面の間は、本市主催イベント・会議等の考え方に沿った取り組みを継続する。

2 登米市並びに登米市教育委員会の後援申請の取扱いについて

- ・ 各種団体からの後援申請については、令和2年5月25日より受付を再開している。
- ・ 後援する場合の事例としては、作品募集や作品展示会など集客を制限して行うものや、啓発ポスター等を想定している。
- ・ 実施にあたっては、本市の市主催のイベント・会議等の考え方に基づく取組を要請する。

3 新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設について

- ・ 下記の6項目について基準を定めるもの。

(1) 想定収容人数

- ・ 国や県などの間隔の考え方などを参考とし、想定収容人数は従来の3分の1とする。

(2) 災害の種類に応じた開設

- ・ 洪水・土砂災害と地震災害で開設する避難所を明確にする。

(3) 想定避難者数

- ・ 過去の災害における最大避難者数を基本とする。ただし、大雨の際は、被害状況により避難者数が増加することを想定する。

⇒【洪水・土砂災害】令和元年台風第19号 969人 → 想定2,960人

【地震災害】平成23年東日本大震災 6,230人 → 想定6,230人

(4) 避難情報の種類に応じた開設

- ・ 大雨の際は、原則、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告・指示」を段階的に発令するため、避難所においても避難情報の種類に応じて開設数を増加させる。
- ・ 地震の際は、突発的に発生するため、当初から最大数で開設する。

(5) 各地区の避難所選定

- ・ 原則、コミュニティ組織単位で選定する。

- ・コミュニティ組織内等の避難所が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、選定できない場合は、近隣の避難所を選定する。但し、緊急的な避難を要する「避難勧告・避難指示」を発令する場合、又は道路状況等により避難が困難な場合は、土砂災害警戒区域内の避難所の使用も検討する。

#### (6) 選定する避難所の優先順位

- ①地域コミュニティの拠点となる公民館等や過去に開設実績のある施設を優先する。
- ②上記①に該当する施設が無い、又は不足する場合は、小中学校を選定する。但し、学校再開に配慮するため、主として体育館を使用するが、地域の実情に応じて校舎の使用を検討する。

#### 4 特に共有すべき事項について

- ・新しい生活様式の実践について、職員に対し改めて周知する。
- ・執務室における感染リスクの分散対応については、当分の間継続する。
- ・職員のマスクの着用についても徹底する。